

# 予 防 規 程

( 会 社 名 )

( 給 油 取 扱 所 名 )

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき、\_\_\_\_\_給油取扱所  
(以下「当所」という。)における危険物の取扱い作業その他防火管理に必要な事項について定め、もって火災、危険物の流出、震災等の災害を防止することを目的とする。

(適応範囲)

第2条 この規程は、当所に勤務又は出入りするものすべての者に適応する。

(遵守義務)

第3条 当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

(告知義務)

第4条 当所の従業員は、当所に出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守しなければならない。

(規程の内容)

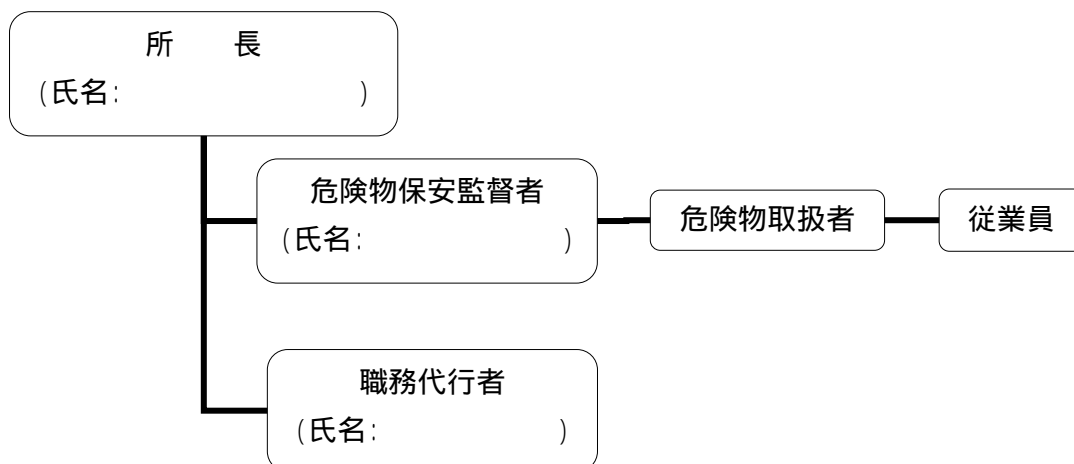
第5条 責任者は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者の意見を尊重し、火災予防上支障のないように変更しなければならない。

2 責任者は、規程の変更を行ったときは、羽島郡広域連合消防本部に変更の申請をして認可を受けなければならない。

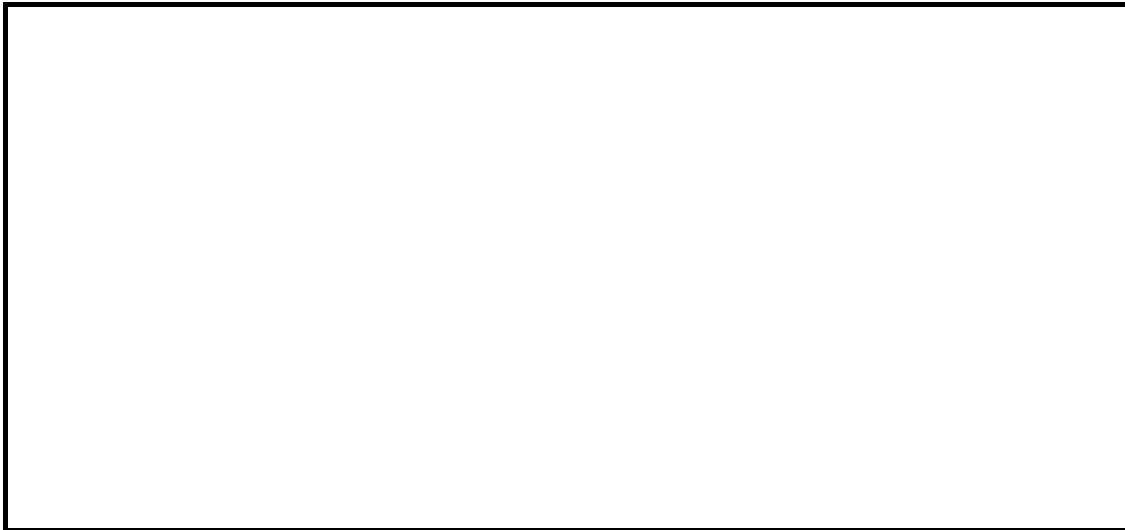
## 第2章 保安の役割分担

(組織)

第6条 当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、下記のとおり保安の役割分担を定めなければならない。



## 職務代行者の免状の写し添付



- 2 責任者は、前項の危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により、不在となることを考慮し、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかなければならない。

(責任者の責務)

第7条 責任者は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

(危険物保安監督者の責務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程を定めるところにより保安の維持の確保に努めなければならない。

(危険物取扱者の職務)

第9条 危険物取扱者は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物の取扱い作業及び施設の維持に努めなければならない。

- 2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(従業員の遵守義務)

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物の取扱い作業及び施設の維持に努めなければならない。

## 第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

(貯蔵及び取扱い基準)

第11条 危険物を貯蔵し又は取扱う場合においては、消防法令に定めるところによるほ

か、特に次の事項に留意しなければならない。

危険物取扱者以外の者が危険物を取扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立会うこと。

給油又は注油を行うときは、必ず客等が求める油種を確認するとともにその場を離れないこと。

移動タンク貯蔵所からの危険物の受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立会い、危険物の種類及び量を確認し、危険物が漏れ、溢れ、又は飛散しないよう監視すること。

みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。

危険物を給油又は積み下ろしをするときは、自動車等のエンジンを停止確認してから行うこと。

灯油を容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注油し、注油済みの容器はその場所に放置しないこと。

給油又は、注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を存置しないものとし、常に整理整頓に努めること。

(給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項)

第12条 給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油業務の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

給油又は注油、自動車の点検、整備もしくは洗車と関係がない者をもっぱら対象とするような業務を行わないこと。

休日等に給油業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張すること。

所内にいる客等の状況に応じ、十分な係員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理を行うこと。

(駐車)

第13条 所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、あらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

#### 第4章 点検及び検査その他の安全管理

(点検)

第14条 危険物施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、別に定めるところにより点検を実施しなければならない。

- 2 危険物保安監督者を点検責任者として定め、前項の点検を実施しなければならない。
- 3 点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止等の表示をする等適切な処置を行うとともに、所長に報告して修理等を行わせるようにしなければならない。

4 第1項の規程により点検を実施したときは、点検記録簿に結果を記録し、これを保存しなければならない。

(改修、補修)

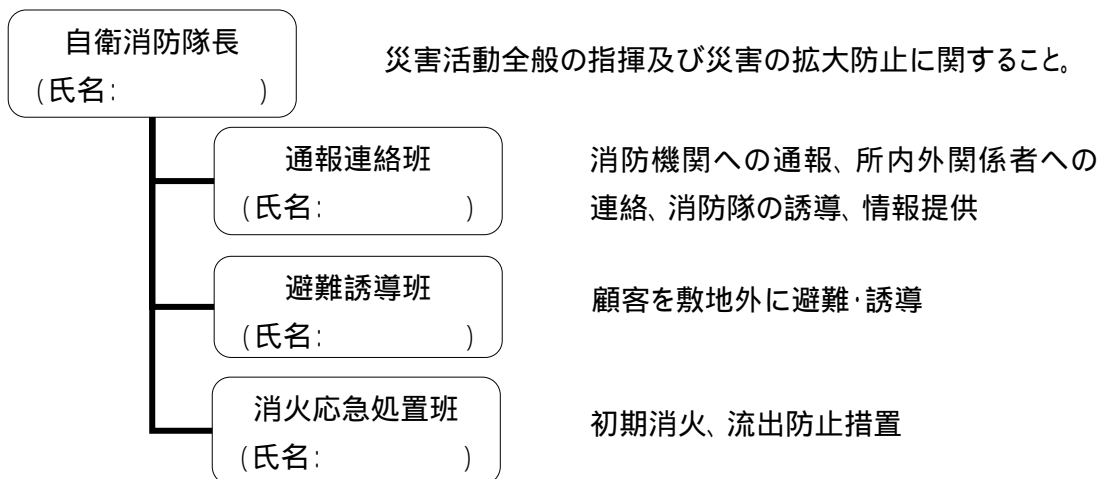
第15条 危険物施設の改修、補修工事等を行うときは、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。

2 前項の工事を行う場合は、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立会い、工事関係者に対して指示をするなど監視監督を行わなければならない。

## 第5章 火災等の災害時の措置

(自衛消防隊)

第16条 責任者を消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は、下記のとおりとする。



(消火活動等)

第17条 消火活動等は、次により行なわなければならない。

火災、危険物の流出等が発生した場合には、消防隊長の指揮の下に、直ちに初期消火、客等の避難誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急処置を講ずること。

危険物が所外に流出し又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡大防止、回収等の応急措置を講ずること。

(地震発生時の措置)

第18条 地震が発生したときは、直ちに危険物の取扱作業及び火気設備・器具の使用を中止しなければならない。

なお、施設の使用再開にあたっては、十分に点検を行い、安全を確認すること。

(地震警戒宣言発令時の措置)

第18条の2 大規模地震対策特別措置法に規定する警戒宣言発令時には、下記の表に定める任務分担により活動すること。

給油業務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>給油業務は原則として停止する。(やむを得ず給油業務を行う場合は、地震発生時に必要な措置がとれるようにして行う。)</li> <li>所内に駐車中の車両のサイドブレーキを確認する。</li> <li>陳列棚、付随設備等の移動及び転倒防止措置を行う。</li> <li>看板の固定部分の安全確認を行う。</li> <li>地震情報に基づき、給油業務を中止する旨の掲示を掲げる。</li> </ul>												
専用タンクへの危険物の荷卸ろし	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動タンクから専用タンクへの危険物の荷卸ろし作業は、原則として停止する。</li> <li>元売先へ危険物の荷卸ろし業務を停止する旨の連絡を行う。</li> <li>注油口、検尺口等の蓋の閉鎖を確認する。</li> </ul>												
計量機等の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>計量機の固定の確認を行う。</li> <li>懸垂式計量機のホース及びノズルの固定の確認を行う。</li> <li>消火器、防災資機材等を点検し必要箇所への配置を行う。</li> <li>定期点検箇所の再確認を行う。</li> </ul>												
火気使用設備等の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として火気の使用は停止する。</li> <li>ガスの元栓の閉鎖、可燃物の整理状況について確認する。</li> </ul>												
建築物等の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じてガラス等をテープにより補強する。</li> <li>出入口、階段等に障害物がないか確認する。</li> </ul>												
活動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員個々の任務分担の再確認をする。</li> <li>休日、夜間等は従業員を召集し緊張時に対応可能な体制を早期に確立する。</li> </ul>												
防災資機材等の保管	<table border="0"> <tr> <td>ロープ</td> <td>( 本 )</td> <td>携帯ラジオ</td> <td>( 個 )</td> </tr> <tr> <td>懐中電灯</td> <td>( 本 )</td> <td>ヘルメット</td> <td>( 個 )</td> </tr> <tr> <td>油吸着材</td> <td>( 枚 )</td> <td>乾燥砂</td> <td>( 袋 )</td> </tr> </table>	ロープ	( 本 )	携帯ラジオ	( 個 )	懐中電灯	( 本 )	ヘルメット	( 個 )	油吸着材	( 枚 )	乾燥砂	( 袋 )
ロープ	( 本 )	携帯ラジオ	( 個 )										
懐中電灯	( 本 )	ヘルメット	( 個 )										
油吸着材	( 枚 )	乾燥砂	( 袋 )										

## 第6章 教育及び訓練

(保安教育)

第19条 責任者は、従業員に対し次により保安教育を実施するものとする。

対象者	実施期間	内 容
全従業員	回 / 年	予防規程周知徹底 火災予防上の遵守事項 安全作業等に関する基本的事項 各自の任務、責任等の周知徹底 地震対策に関する事項 その他
新入社員 アルバイト	入社時	

(訓練)

第20条 訓練は、部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は          ヶ月に1回以上、総合訓練は          ヶ月に1回以上とし次により行うこと。

部分訓練は、消火訓練等について行うこと。

総合訓練は、部分訓練を有効に連携させ総合的に行うこと。